

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件二件 五三
- 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があつた件 五三
- 県営土地改良事業計画を定めた件 五三
- 保安林の指定施業要件を変更する件 五三
- 都市計画事業を認可した件 五四

## 告 示

### 福島県告示第七百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年十一月十二日から平成二十六年三月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エコタウン会津若松 福島県会津若松市町北町大字始字深町十四番地ほか
- 二 変更した事項
  - 1 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名  
（変更前）別紙書面のとおりに  
（変更後）別紙書面のとおりに
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

- （変更前）別紙書面のとおりに  
（変更後）別紙書面のとおりに
- 三 変更した年月日
  - 1 別紙書面のとおりに
  - 2 別紙書面のとおりに
- 四 届出年月日  
平成二十五年十月二十八日
- 五 届出をした者  
株式会社デンコードー  
株式会社エコプラス  
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

### 福島県告示第七百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年十一月十二日から平成二十六年三月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
MOLTI 福島県郡山市駅前二丁目十一番一号
- 二 変更した事項
  - 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）別紙書面のとおりに  
（変更後）別紙書面のとおりに
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）別紙書面のとおりに  
（変更後）別紙書面のとおりに
- 三 変更した年月日  
平成二十五年九月一日
- 四 届出年月日  
平成二十五年十月二十九日
- 五 届出をした者  
郡山駅西口再開発株式会社ほか十四者（別紙書面のとおりに）  
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）



南会津郡南会津町塩ノ原字漆方原一五五四の五、檜枝岐村字帝釈山一〇二一の三九、一〇二一の七三、字黒岩山一五三の四一、字駒ヶ岳一四八九の三〇、一四八九の五二、一四八九の五四、一四八九の五五、一四九〇、一四九一の三

2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町界字長地沢口四二九八の二二（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町下山字道木七、九、界字長地沢口四二九八の二二（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水

産部森林林業総室森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十五年十一月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称 新地町

二 都市計画事業の種類及び名称

相馬郡都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業 新地駅周辺一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間 平成二十五年十一月十二日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 相馬郡新地町谷地小屋字舩形、字古屋敷、字中島、字高田、字四斗蒔、字中田、字北中江、字南中江、字南浜田の各一部の

区域

使用の部分 なし

（まちづくり推進課）